

運用基準の一部改訂の主な内容

1. 事務手続編の改正概要

(1) I 開発許可制度の概要

第2節 主な用語の定義 (5)開発行為の定義の字句の改訂

- ・「県土保全条例」を所管する沖縄県の所管課名の変更により「土地対策課」から「県土・跡地利用対策課」に変更した。

(2) III 開発許可の基準

第1節 技術基準 8.擁壁 (2)参考図書の名称の改訂

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が令和5年5月26日に施行されたことに伴い、「宅地防災マニュアル（最近改正：平成19年3月28日国都開第27号）」を「盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参事宅第12号・農振第650号・5林整治第244号）」に修正した。

IV 開発行為許可申請手続き

第1節 許可申請までの手続き 4.他法令等との調整等の字句の改訂

- ・(1)と同様に沖縄県の所管課名を「土地対策課」から「県土・跡地利用対策課」に変更した。

2. 様式編の改正概要

「那覇市開発行為の許可等に関する規則」に規定されていた各種様式について、様式を規定する要綱「那覇市開発行為の許可等に関する規則に定める文書の様式を定める要綱」として制定した。

○那覇市開発行為の許可等に関する規則に定められた様式

第28号様式・・・「建築物概要書」を「建築物の概要書」に変更した。

第43号様式・・・「開発許可不要証明申請書」を「開発行為等適合証明申請書」に変更した。

○那覇市開発行為の許可等に関する規則に定める文書の様式

○開発行為許可申請図等一覧

造成計画平面図

③ 切土部分(黄色)又は盛土部分「(赤色)」の土地の区分を

③ 切土部分(黄色)又は盛土部分「(緑色)」の土地の区分に変更した。